#### 令和6年 No.14

- ○東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会(東京学芸大学)規程等の一部を改正 する規程の制定
- ○東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大運営委員会(東京学芸大学)要項等の一部を 改正する要項の制定
- ○東京学芸大学における単位互換制度実施要領の一部を改正する要領の制定
- ○国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティガイドラインの一部を改正するガイドラインの 制定
- ○国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応手順書の一部を改正する手順 書の制定

#### 改正理由

会議等構成員の明確化及び見直し、副学長の職務分担の見直し並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

#### 承認経過

会議等構成員の明確化及び見直し、副学長の職務分担の見直し並びに字句修正に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、関係審議機関には報告事項とする。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会(東京学芸大学)規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年3月25日

# 国立大学法人東京学芸大学長 國 分 充

#### 令和6年規程第8号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会(東京学芸大学)規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会(東京学芸大学)規程(平成8年規程第12号)
- (2) 東京学芸大学研究倫理規程(平成15年規程第4号)
- (3) 東京学芸大学教育実習委員会規程(平成16年規程第10号)
- (4) 東京学芸大学全学教室主任会規程(平成20年規程第2号)
- (5) 東京学芸大学教務委員会規程(平成22年規程第9号)
- (6) 東京学芸大学高大接続による教員養成プログラム実施委員会規程(平成 25 年規程第 17 号)
- (7) 国立大学法人東京学芸大学教員人事会議規程(平成27年規程第9号)
- (8) 東京学芸大学キャンパス・アジア推進室規程(平成29年3月23日制定)

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大運営委員会(東京学芸大学)要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

令和6年3月25日

# 国立大学法人東京学芸大学長 國 分 充

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大運営委員会(東京学芸大学)要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大運営委員会(東京学芸大学)要項(平成19年6月14日制定)
- (2) 東京学芸大学教育実習委員会教育実習実施部会要項(平成20年4月16日制定)
- (3) 国立大学法人東京学芸大学カリキュラム改革推進本部要項(平成22年3月4日制定)
- (4) 国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項(平成22年3月17日制定)
- (5) 東京学芸大学再入学に関する要項(平成29年3月23日制定)
- (6) 国立大学法人東京学芸大学カリキュラム改革推進本部 ICT 関連科目授業運営部会要項 (令和4年6月9日制定)

東京学芸大学における単位互換制度実施要領の一部を改正する要領を次のように制定する。

令和6年3月25日

# 国立大学法人東京学芸大学長 國 分 充

東京学芸大学における単位互換制度実施要領の一部を改正する要領

東京学芸大学における単位互換制度実施要領(平成9年4月1日制定)の一部について、別紙 新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。 国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティガイドラインの一部を改正するガイドラインを次のように制定する。

令和6年3月25日

国立大学法人東京学芸大学長 國 分 充

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティガイドラインの一部を改正する ガイドライン

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティガイドライン(平成 17 年 12 月 21 日制定)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応手順書の一部を改正する手順書を次のように制定する。

令和6年3月25日

国立大学法人東京学芸大学長 國 分 充

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応手順書の一部を 改正する手順書

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応手順書(令和2年4月1日制定)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

## 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会(東京学芸大学)規程の一部改正について

改正理由:構成員を明確化することに伴い、所要の改正を行うものである。

| 改正  | 現行   |
|---|--|
| 〔省略〕  | 〔省略〕   |
| (組織)<br>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。<br>(1) <u>連合大学院を所掌する副学長</u><br>(2)~(6) 〔省略〕<br>2 〔省略〕                 | (組織)<br>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。<br>(1) <u>学長が指名する副学長</u><br>(2)~(6) 〔省略〕<br>2 〔省略〕                       |
| 〔省略〕  | 〔省略〕   |
| (委員長等)<br>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き,委員長は <u>第3条第1項第1号の委員</u><br>を,副委員長は <u>同項第4号</u> の委員をもって充てる。<br>2・3 [省略] | (委員長等)<br>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は <u>学長が指名する副学長</u> を、副<br>委員長は <u>第3条第1項第4号</u> の委員をもって充てる。<br>2・3 〔省略〕 |
| 〔省略〕  | 〔省略〕   |
| 附 <u>則</u><br>この規程は,令和6年4月1日から施行する。   |  |

## 東京学芸大学研究倫理規程の一部改正について

改正理由:構成員を明確化することに伴い、所要の改正を行うものである。

| 改正  | 現行  |
|---|---|
| 〔省略〕  | 〔省略〕  |
| 第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 研究を所掌する副学長 (2)~(4) [省略] 2・3 [省略] | 第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>学長が指名する副学長 1名</u> (2)~(4) 〔省略〕 2・3 〔省略〕 |
| 〔省略〕  | 〔省略〕  |
| 附 <u>則</u><br>この規程は,令和6年4月1日から施行する。                               |   |

## 東京学芸大学教育実習委員会規程の一部改正について

| 改正   | 現 行   |
|--|---|
| 〔省略〕   | 〔省略〕  |
| (委員長等)<br>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員のうちから <u>学部教育を所掌する副学長</u> が指名し、副委員長は同条第4号の委員をもって充てる。<br>2・3 〔省略〕 | (委員長等)<br>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員のうちから学士課程を所掌する副学長が指名し、副委員長は同条第4号の委員をもって充てる。<br>2・3 〔省略〕 |
| 〔省略〕   | 〔省略〕  |
| (委員以外の者の出席)<br>第7条 <u>学部教育を所掌する副学長</u> は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる<br>ことができる。<br>2 〔省略〕                           | (委員以外の者の出席)<br>第7条 <u>学士課程を所掌する副学長</u> は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる<br>ことができる。<br>2 〔省略〕                  |
| 〔省略〕   | 〔省略〕  |
| <u>附</u> <u>則</u><br>この規程は,令和6年4月1日から施行する。   |   |

## 東京学芸大学全学教室主任会規程の一部改正について

| 改正  | 現 行   |
|---|---|
| 〔省略〕  | 〔省略〕  |
| (組織)<br>第3条 全学教室主任会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。<br>(1) <u>学部教育を所掌する副学長</u><br>(2)~(5) 〔省略〕 | (組織)<br>第3条 全学教室主任会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。<br>(1) <u>学士課程を所掌する副学長</u><br>(2)~(5) 〔省略〕 |
| 〔省略〕  | 〔省略〕  |
| <u>附 則</u><br>この規程は,令和6年4月1日から施行する。   |   |

## 東京学芸大学教務委員会規程の一部改正について

| 改正理由:副子長の職務が担め見直しに行い、別奏の改正を行りものである。  改 正   | 現  |
|--|--|
| 〔省略〕   | 〔省略〕   |
| (組織)<br>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。<br>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名<br>(2) <u>学部教育を所掌する副学長</u> が委嘱する者 若干名<br>(3) 学務課長 | (組織)<br>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。<br>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名<br>(2) <u>学士課程を所掌する副学長</u> が委嘱する者 若干名<br>(3) 学務課長 |
| 〔省略〕   | 〔省略〕   |
| (委員長等)<br>第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き,第4条第1号及び第2号の委員のうち<br>から <u>学部教育を所掌する副学長</u> が指名する。<br>2・3 [省略]                        | (委員長等)<br>第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き,第4条第1号及び第2号の委員のうち<br>から <u>学士課程を所掌する副学長</u> が指名する。<br>2・3 (省略)                        |
| 〔省略〕   | 〔省略〕   |
| (委員以外の者の出席)<br>第8条 <u>学部教育を所掌する副学長</u> は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる<br>ことができる。   | (委員以外の者の出席)<br>第8条 <u>学士課程を所掌する副学長</u> は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる<br>ことができる。   |
| 〔省略〕   | 〔省略〕   |
| 附則<br>この規程は,令和6年4月1日から施行する。  |  |

## 東京学芸大学高大接続による教員養成プログラム実施委員会規程の一部改正について

改正理由:構成員を明確化することに伴い、所要の改正を行うものである。

| 改正  | 現 行  |
|---|--|
| 〔省略〕  | 〔省略〕   |
| (組織)<br>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。<br>(1) <u>入試を所掌する副学長</u><br>(2)~(6) [省略] | (組織)<br>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。<br>(1) <u>学長が指名する副学長 1名</u><br>(2)~(6) 〔省略〕 |
| 〔省略〕  | 〔省略〕   |
| <u>附 則</u><br>この規程は,令和6年4月1日から施行する。   |  |

## 国立大学法人東京学芸大学教員人事会議規程の一部改正について

改正理由:会議構成員の職務に合わせた字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

| 改正  | 現  |
|---|--|
| 〔省略〕  | 〔省略〕   |
| (組織)<br>第3条 教員人事会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。<br>(1) 副学長<br>(2) 学系長<br>(議長等)<br>第4条 教員人事会議に議長及び副議長を置き、議長は総務を所掌する <u>副学長</u> をもって充て、副議長は議長が指名する。<br>2・3 [省略] | (組織)<br>第3条 教員人事会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。<br>(1) 副学長<br>(2) 学系長<br>(議長等)<br>第4条 教員人事会議に議長及び副議長を置き、議長は総務を所掌する <u>理事</u> をもって<br>充て、副議長は議長が指名する。<br>2・3 〔省略〕 |
| [省略]   附 則  | [省略]   |

## 東京学芸大学キャンパス・アジア推進室規程の一部改正について

改正理由:構成員の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

| 改正  | 現 行  |
|---|--|
| 〔省略〕  | 〔省略〕   |
| (キャンパス・アジア事業推進委員会) 第7条 推進室にキャンパス・アジア事業推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。 2・3 [省略] 4 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 室長 (2) 教職大学院を所掌する副学長 (3) 修士課程を所掌する副学長 (4) 副室長 (5)~(7) [省略] (8) その他室長が必要と認めた者 若干名 5 前項第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 | (キャンパス・アジア事業推進委員会)<br>第7条 推進室にキャンパス・アジア事業推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。<br>2・3 [省略]<br>4 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。<br>(1) 室長<br>(2) 修士課程を所掌する副学長<br>(3) 副室長<br>(4)~(6) [省略]<br>(7) その他室長が必要と認めた者 若干名<br>5 前項第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。<br>[省略] |
| <u>附 則</u><br>この規程は,令和6年4月1日から施行する。   |  |

## 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大運営委員会(東京学芸大学)要項の一部改正について

改正理由:構成員を明確化することに伴い、所要の改正を行うものである。

| 改正  | 現行   |
|---|--|
| 〔省略〕  | [省略]   |
| (組織)<br>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。<br>(1) <u>連合大学院を所掌する副学長</u><br>(2)~(6) 〔省略〕<br>2 〔省略〕                 | (組織)<br>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。<br>(1) <u>学長が指名する副学長</u><br>(2)~(6) 〔省略〕<br>2 〔省略〕                       |
| 〔省略〕  | 〔省略〕   |
| (委員長等)<br>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き,委員長は <u>第3条第1項第1号の委員</u><br>を,副委員長は <u>同項第4号</u> の委員をもって充てる。<br>2・3 [省略] | (委員長等)<br>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は <u>学長が指名する副学長</u> を、副<br>委員長は <u>第3条第1項第4号</u> の委員をもって充てる。<br>2・3 〔省略〕 |
| 〔省略〕  | [省略]   |
| 附 <u>則</u><br>この要項は,令和6年4月1日から施行する。   |  |

## 東京学芸大学教育実習委員会教育実習実施部会要項の一部改正について

| 改正   | 現 行  |
|--|--|
| 〔省略〕   | 〔省略〕   |
| (組織)<br>第3条 部会は、次に掲げる委員で組織する。<br>(1) <u>学部教育を所掌する副学長</u><br>(2)~(8) 〔省略〕 | (組織)<br>第3条 部会は、次に掲げる委員で組織する。<br>(1) <u>学士課程を所掌する副学長</u><br>(2)~(8) 〔省略〕 |
| 〔省略〕   | 〔省略〕   |
| 附 則<br>この要項は、令和6年4月1日から施行する。   |  |

## 国立大学法人東京学芸大学カリキュラム改革推進本部要項の一部改正について

改正理由:構成員の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

| 改正   | 現 行   |
|--|---|
| 〔省略〕   | 〔省略〕  |
| (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) 学長が指名する理事又は副学長 <u>若干名</u> (2) 学長が委嘱する教員 若干名 (3) 学務部長 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は前項第1号の本部員の中から学長が指名し、副本部長は前項第1号の本部員及び第3号の本部員から本部長が指名 <u>する</u> 。 3・4 [省略] (任期) | (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) 学長が指名する理事又は副学長 <u>3名</u> (2) 附属学校運営部長 (3) 教務委員会委員長 (4) 学長が委嘱する教員 若干名 (5) 学務部長 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は前項第1号の本部員の中から学長が指名し、副本部長は前項第5号の本部員をもって充てる。 3・4 [省略] (任期) 第5条 前条第1項第4号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠 |
| 員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕  | 員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。<br>〔省略〕  |
| 附 <u>則</u><br>この要項は,令和6年4月1日から施行する。  |   |

## 国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項の一部改正について

改正理由:構成員の見直し及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

| 改正  | 現行   |
|---|--|
| 〔省略〕  | 〔省略〕   |
| (組織)<br>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。<br>(1) 学長が指名する理事又は副学長 <u>若干名</u><br>(2)~(4) [省略]<br>2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、学長が指名する。<br>3~4 [省略] | (組織)<br>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。<br>(1) 学長が指名する理事又は副学長 <u>2名</u><br>(2) ~(4) 〔省略〕<br>2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、 <u>本部長及び副本部長は</u> 学長が指名する。<br>3~4 〔省略〕 |
| 〔省略〕  | 〔省略〕   |
| 附 <u>則</u><br>この要項は、令和6年4月1日から施行する。   |  |

## 東京学芸大学再入学に関する要項の一部改正について

| 改正  | 現行  |
|---|---|
| 〔省略〕  | 〔省略〕  |
| (再入学選考委員会)<br>第7条 〔省略〕<br>2 選考委員会は <u>学部教育を所掌する副学長</u> (以下「副学長」という。),教務委員<br>会委員,教室から選出された教員2名によって構成する。<br>3~7 〔省略〕 | (再入学選考委員会)<br>第7条 〔省略〕<br>2 選考委員会は <u>学士課程を所掌する副学長</u> (以下「副学長」という。),教務委員<br>会委員,教室から選出された教員2名によって構成する。<br>3~7 〔省略〕 |
| 〔省略〕  | 〔省略〕  |
| 附 <u>則</u><br>この要項は,令和6年4月1日から施行する。   |   |

## 国立大学法人東京学芸大学カリキュラム改革推進本部 ICT 関連科目授業運営部会要項の一部改正について

改正理由:カリキュラム改革推進本部構成員の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

| 改正   | 現 行   |
|--|---|
| 改 正  (組織) 第4条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 教育を所掌する理事 (2) 学部教育を所掌する副学長 (3) ICT/情報基盤センター長 (4) 推進本部要項第4条第1項第2号及び第3号に定める本部員のうちから第1号の委員が指名する者 若干名 (5) 第1号の委員が委嘱する者 若干名 (6) 学務課長 | 現 行 (組織) 第4条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 教育を所掌する理事 (2) 学部教育を所掌する副学長 (3) ICT/情報基盤センター長 (4) 推進本部要項第4条第1項第2号から第5号までに定める本部員のうちから第1号の委員が指名する者若干名 (5) 第1号の委員が委嘱する者若干名 (6) 学務課長 |
| 〔省略〕   | 〔省略〕  |
| <u>附 則</u><br>この要項は,令和6年4月1日から施行する。  |   |

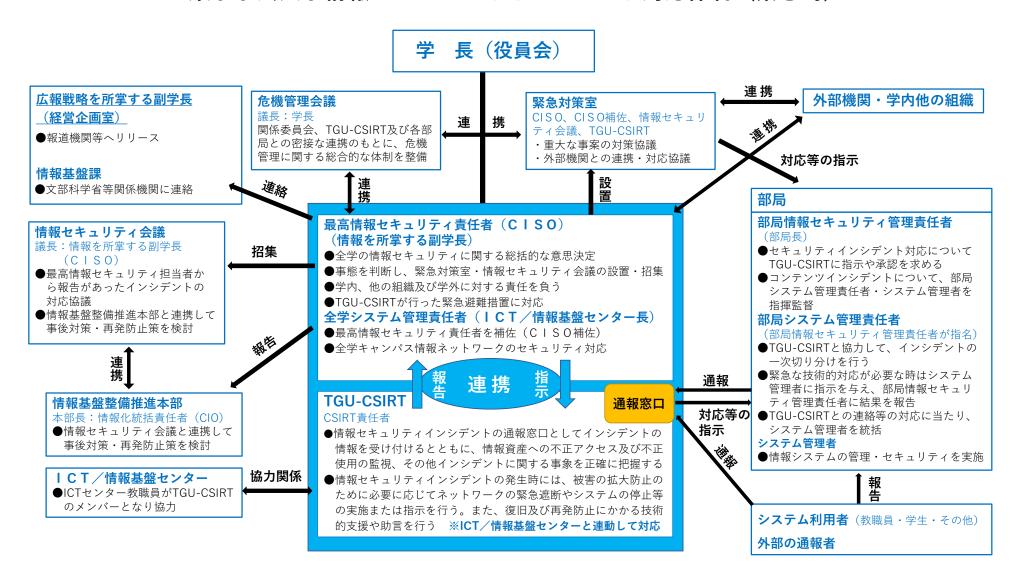
## 東京学芸大学における単位互換制度実施要領の一部改正について

| 改正  | 現行  |
|---|---|
| 〔省略〕  | 〔省略〕  |
| (特別聴講学生)  | (特別聴講学生)  |
| 14 特別聴講学生の対象となる授業科目は、次のとおりとする。  | 14 特別聴講学生の対象となる授業科目は、次のとおりとする。  |
| <ul><li>(1) 本学の専任の大学教員が担当する講義又は演習の授業科目であり、かつ、特別聴講学生を8名程度受け入れられる授業科目とする。ただし、授業担当教員が不都合とする授業科目は除くことができる。</li><li>(2) 前号に係る授業科目については、あらかじめ学部教育を所掌する副学長が授業科目を開設する教室等に照会の上、特別聴講学生の出願期間前に明らかにするものとする。</li></ul> | <ul><li>(1) 本学の専任の大学教員が担当する講義又は演習の授業科目であり、かつ、特別聴講学生を8名程度受け入れられる授業科目とする。ただし、授業担当教員が不都合とする授業科目は除くことができる。</li><li>(2) 前号に係る授業科目については、あらかじめ学士課程を所掌する副学長が授業科目を開設する教室等に照会の上、特別聴講学生の出願期間前に明らかにするものとする。</li></ul> |
| 〔省略〕  | 〔省略〕  |
| <u>附 則</u><br>この要領は,令和6年4月1日から施行する。   |   |

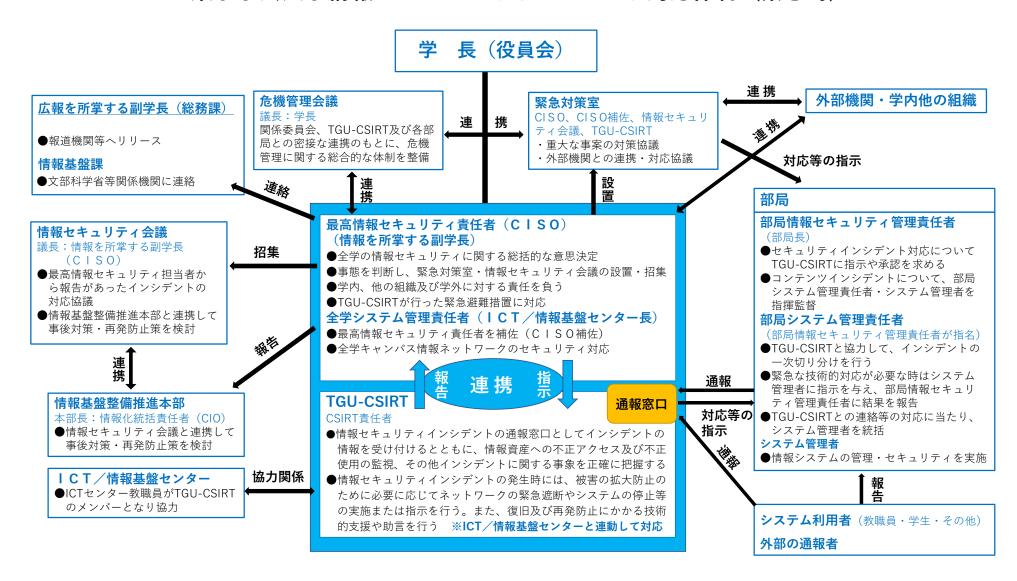
## 国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティガイドラインの一部改正について

|         | 改正                                      |    |         | <br>行 |
|---------|---|----|---------|-------|
|         | 〔省略〕                                    |    | 〔省略〕    |       |
| 別紙      | (別紙B参照)                                 | 別紙 | [別紙A参照] |       |
|         | 〔省略〕                                    |    | 〔省略〕    |       |
| <u></u> | <u>附 則</u><br>Dガイドラインは, 令和6年4月1日から施行する。 |    |         |       |

## 東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応体制(緊急時)



## 東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応体制(緊急時)



## 国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応手順書の一部改正について

| 改正理由:副子長の順務が担の見直しに伴い、所要の改正を行りものである。<br>改 正 | 現                                      |
|--|--|
|  |  |
| [省略]                                       | [省略]                                   |
| 4. インシデント発生時の対応                            | 4. インシデント発生時の対応                        |
| 4.1 物理的インシデント発生時の対応                        | 4.1 物理的インシデント発生時の対応                    |
| (1) • (2) [省略]                             | (1) (2) [省略]                           |
| (3) 緊急連絡及び報告                               | (3) 緊急連絡及び報告                           |
| (ア) ~ (オ) 〔省略〕                             | (ア) ~ (オ) 〔省略〕                         |
| (カ) 最高情報セキュリティ責任者は、外部広報を行う必要があると判断した時は     | (カ) 最高情報セキュリティ責任者は、外部広報を行う必要があると判断した時は |
| , <u>広報戦略を所掌する副学長</u> に連絡する。               | , 広報を所掌する副学長に連絡する。                     |
| (キ) [省略]                                   | (キ) [省略]                               |
| (4)・(5) 〔省略〕                               | (4)・(5) 〔省略〕                           |
|  |  |
| CHrist                                     | Caray                                  |
| 4-2-2 情報システムへの攻撃                           | 4-2-2 情報システムへの攻撃                       |
| (1)・(2) 〔省略〕                               | (1)・(2) 〔省略〕                           |
| (3) 緊急連絡及び報告                               | (3) 緊急連絡及び報告                           |
| (ア)~(ウ) [省略]                               | (ア)~(ウ) [省略]                           |
| (エ) 最高情報セキュリティ責任者は、外部広報を行う必要があると判断した時は     | (エ) 最高情報セキュリティ責任者は、外部広報を行う必要があると判断した時は |
| , <u>広報戦略を所掌する副学長</u> に連絡する。<br>(オ) [省略]   | , <u>広報を所掌する副学長</u> に連絡する。<br>(オ) 〔省略〕 |
| (4)・(5) 〔省略〕                               | (4) · (5) [省略]                         |
| 4-2-3 情報システムの障害                            | 4-2-3 情報システムの障害                        |
| (1)・(2) 〔省略〕                               | (1)・(2) 〔省略〕                           |
| (3) 緊急連絡及び報告                               | (3) 緊急連絡及び報告                           |
| (ア) ~ (ウ) 〔省略〕                             | (ア) ~ (ウ) 〔省略〕                         |
| (エ) 最高情報セキュリティ責任者は、外部広報を行う必要があると判断した時は     | (エ) 最高情報セキュリティ責任者は、外部広報を行う必要があると判断した時は |
| , <u>広報戦略を所掌する副学長</u> に連絡する。               | , <u>広報を所掌する副学長</u> に連絡する。             |
| (才) 〔省略〕                                   | (才) 〔省略〕                               |

(4) · (5) 〔省略〕

4.3 コンテンツインシデント

- (1) (2) 〔省略〕
- (3) 緊急連絡及び報告

(ア) ~ (オ) 〔省略〕

- (カ) 最高情報セキュリティ責任者は、外部広報を行う必要があると判断した時は 、広報戦略を所掌する副学長に連絡する。
- (キ) 〔省略〕
- (4)・(5) 〔省略〕

[省略]

別紙2 [別紙B参照]

[省略]

附則

この手順書は、令和6年4月1日から施行する。

(4)・(5) 〔省略〕

4.3 コンテンツインシデント

- (1)・(2) 〔省略〕
- (3) 緊急連絡及び報告

(ア) ~ (オ) 〔省略〕

- (カ) 最高情報セキュリティ責任者は、外部広報を行う必要があると判断した時は 、広報を所掌する副学長に連絡する。
- (キ) 〔省略〕
- (4) · (5) 〔省略〕

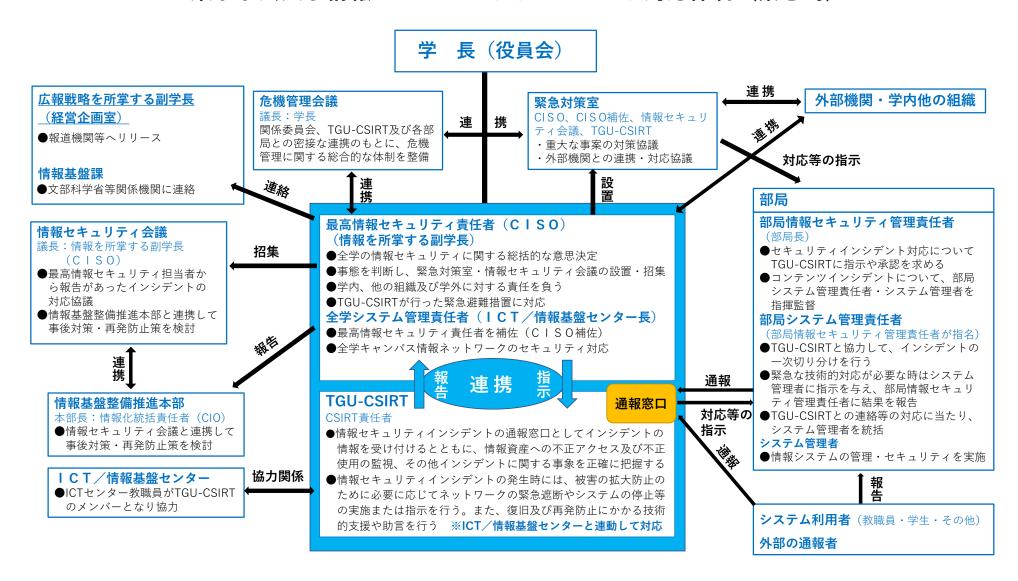
[省略]

別紙2 [別紙A参照]

[省略]

別紙 2

## 東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応体制(緊急時)



別紙2

# 東京学芸大学情報セキュリティインシデント対応体制(緊急時)

